

介護ウェーブ 2023 推進ニュース

★ 5.22 介護保険制度の改善を求める請願署名提出行動のお知らせ

昨年12月、厚労省・介護保険部会が2024年度介護保険制度見直しに向けた意見書を取りまとめました。当初は、要介護1、2の生活援助サービスの総合事業への移行やケアプランの有料化をはじめとする「史上最悪の見直し」とも称された改悪メニューが提案されていましたが、職能団体をはじめ撤回を求める世論が大きく広がる中、全面的な制度改悪を阻止することができました。しかし、利用料の引き上げなど一部の改悪案はそのまま継続審議とされ、政府は「遅くとも夏までに結論を出す」等としています。このような制度改悪を阻止することを目的に、5月22日(月)、「5.22 介護保険制度の改善を求める請願署名提出行動」を開催します。(通達第ア-461号)。

この間、全労連・中央社保協・全日本民医連の3者で取り組んでいる請願署名を提出し、経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を強く求めましょう。

当面(今春)の介護ウェーブの取り組みについて(通達第ア-392号)でもお知らせしていますが、署名の集約が5月13日(土)までとなっています。お手元にある署名を全日本民医連あてにお送りください。

○ 日時：2023年5月22日(月) 11:30~13:00(署名提出後、議員要請行動を行います)

○ 会場：衆議院第二議員会館・多目的会議室

現地に来られる際は、各法人、事業所の行動指針に沿ってご判断いただくようお願いします。

当日はYouTubeでも配信します。(中央社保協のホームページからも動画がみれます)

URL (YouTube) : <https://youtube.com/live/HNSbsNxYEm8?feature=share>

URL (中央社保協ホームページ) : <https://shahokyo.jp/20230522/>

☆ 介護7団体「介護保険制度の改善を求める要望書」団体署名の取り組みについて

介護7団体として「団体署名」に取り組むことになりました。(通達第ア-461号)。利用料の引き上げなど、「夏までに結論を得る」とされている改悪案の検討が開始され、また、政府の基本方針となる骨太方針の発表(6月)、2024年度政府予算に対する各省庁の概算予算の提出(8月)などが行われる重要な時期であり、新たな制度改悪案の撤回、2024年度改定での介護報酬の引き上げと大幅な処遇改善、コロナ感染症に伴う減収補填や物価高騰に対する財政支援、利用者負担の軽減をはじめとする介護保険制度の改善など、介護7団体としてのこれまでの取り組みなどをふまえた総合的な要請内容となっています。各法人、事業所での取り組みを進めましょう。

○ 第一次提出：6月6日(火) ※記者会見等も予定しています

民医連内の全事業所からの集約を追求します。必要事項をご署名頂き、5月31日(水)までに、メールまたはFAXにて全日本民医連あてお送り下さい。

2023年 月 日	
内閣府 大臣 岸田 文雄 宛	
厚生労働大臣 加藤 勝信 宛	
介護保険制度の改善を求める要望書	
<p>介護事業所では、認知症人手不足と強い介護報酬の不足、経営難が続いており、それに加え、物価高騰による施設や介護事業者の生活逼迫が続いています。介護利用者、介護事業者、介護事業者が運営している団体の緊急な行動を介護保険制度の立て直しを図るため、経済の安定と根本的な改善の急務となっています。介護7団体が経済的な心配を無くし、必要時に必要な介護サービスが利用し、提供できる介護保険制度の改善を私たちは求めています。</p>	
【要請事項】	
<ol style="list-style-type: none"> 介護保険制度における国庫負担の割合を大幅に引き上げ、介護報酬、利用料、食費・居住費などの国民負担の軽減を図ること。なお、公費による介護報酬の減額や利用者負担の増額を後戻りしないこと。 介護事業者への物価高騰対策を継続・拡大すること。その際、利用者負担とならないようにすること。 介護保険利用料の自己負担を2割負担、3割負担となる対象者の拡大をしないこと。 要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと。 ケアマネジメントの利用者負担増大(ケアプラン作成の有料化)をしないこと。 介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護施設併設の療養型(短期型)宿泊料を削減しないこと。 施設型短期入居型有料老人ホーム制度を安定化させること。 全国一律で、すべての介護事業者の給与水準を平均水準まで引き上げること。 介護報酬を大幅に引き上げること。引き上げによってサービス利用に支障を来さないよう必要な措置を図ること。 ICTやロボットなどの活用を理由に人員削減を引き上げないこと。介護事業者を大幅に増やし、一人当たりの負担、人員削減の引き上げを行わないこと。 利用者が安心して介護を受けられることができ、介護事業者・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウィルス感染症対策を強化すること。 介護保険証をマイナンバーカードと一体化しないこと。 	
【要請者】	
団体名	
代表者名	
住所	
ひとこと	
<p>取り扱い団体 <small>公益社団法人認知症の人と家族の会、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会、いのちを暮らしを創る不安な社会問題法に反対する医師・介護・福祉の会、守ろう！介護保険制度・市民の会、全国若年者自立支援会・全日本民医連、国民生活センター、中央社会保険連合協議会</small></p>	
<p><連絡先> 全日本民医連本部連絡先 113-8405 東京都中央区通船2-4-4 平野と労働センター下 FAX 03-5842-6880 TEL 03-5842-6451 mr@jama.or.jp</p>	

(介護7団体)

公益社団法人認知症の人と家族の会、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会、いのちと暮らしを脅かす安全保障関連法に反対する医療・介護・福祉の会、守ろう！介護保険制度・市民の会、全国労働組合総連合・全日本民主医療機関連合会、中央社会保障推進協議会

◆ 「介護ウェーブ2023基本方針」を発信（2023年4月6日）

2023年4月6日（木）、通達第ア-447号にて「介護ウェーブ2023基本方針」を送付しました。「改悪法案をつくらせない、国会に上程させない」、「改悪案の撤回、介護保険の改善、大幅な処遇改善を」を重点に据えて、各地の取り組みや経験を共有し学び、地域と一体となって国や自治体に対する働きかけを強めましょう。

「介護ウェーブ2023」の基本要点

- 提案されているすべての改悪案の撤回と公費の増額による、軽減措置の拡大と介護保険料全体を引き下げること
- 公費の投入により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。人員配置基準の引き上げ、専門職の大幅増員を図ること
- 基本報酬の大幅な底上げを行うとともに、施設多床室での室料徴収の拡大、福祉用具のみの単品ケアプランの報酬引き下げ、人員配置基準の切り下げなどの改定を実施しないこと
- 介護保険財政の「準備基金」を適切に活用し、介護保険料の引き下げ、基盤整備の拡充、独自施策などを検討・実施すること
- コロナ感染症（新興感染症）への対策として、医療体制の整備、介護施設・事業所での感染対応に対する支援策の拡充、事業継続のための減収補填、物価・水光熱費の高騰に対する財政支援の実施・拡充
- 「介護保険22年」の検証と、介護保険料や利用者負担の軽減、認定制度の見直し、基盤整備など介護保険制度の大幅な改善、介護保険財政における国庫負担割合の引き上げの実施

◇ 介護請願署名2022学習資料、介護をよくするアクションメッセージボードを作成しました！

全日本民医連介護・福祉部事務局にて「介護保険の見直しと当面の介護ウェーブの課題ー介護保険の改悪中止を求める声をさらに広げようー」の学習資料、介護をよくするアクションメッセージボードを作成しました。介護ウェーブを推進するために、介護ウェーブ2023基本方針と合わせて、宣伝や学習会等で活用してください。作成したファイルは全日本民医連のホームページにもアップロードしています。

URL：https://www.min-iren.gr.jp/kaigo_wave/


**介護保険の見直しと
当面の介護ウェーブの課題**
ー介護保険の改悪中止を求める声をさらに広げようー

学習用PPT(2023年度版①)

2023年4月 全日本民医連介護・福祉部事務局

【介護ウェーブ2022】

**介護をよくするアクション
メッセージボード(例)**



※ あくまでも参考例です。メッセージ文(お国言葉もOK)、ボードの色やデザイン、大きさなど、工夫して作成しましょう

★「介護ウェーブ2022」バージョン

■ 各地の取り組み

○ 道へ「介護保険制度見直しの中止を求める」要望書を提出（北海道民医連）

3月15日、北海道と懇談し、今年の夏までに結論が先送りとなった介護保険制度の見直しの内容について、見直しを行わないよう要請書を提出しました。各法人から介護現場の実態や「値上げになったら利用減らす」といった利用者の生の声を伝え、福祉用具貸与事業所の職員から「福祉用具は貸与だから介護度や身体状況合わせる事が出来る。購入となれば合わないものを使用する事が予想され返却もできない」と訴えました。処遇改善についても、利用者の負担増とならないよう公費負担で対応をと要請しました。道の職員からは「道としても重点要望として国へ上げている」と回答がありました。



○ 「介護事業所における新型コロナウイルス感染症及び

光熱費高騰による影響調査」結果の記者会見を実施（山梨民医連）

4月4日、県連は「介護事業所における新型コロナウイルス感染症及び光熱費高騰による影響調査」結果の記者会見を開き、実態を報告しました。コロナ感染第8波で県内の介護事業所でもクラスターが相次ぎ、県から医療のひっ迫を理由に、感染者の施設内での「留め置き」を前提とした対応が求められ、混乱が広がりました。加えて、光熱費など物価の高騰が事業所の経営を圧迫しています。県連は県内の介護事業所にアンケートを実施し、介護事業所の置かれている厳しい実態を明らかにし、介護事業所への支援を強化するよう訴えました。記者会見の内容はニュースや翌日の新聞でも報道され、この問題に対する関心の高さを示しました。



お問い合わせ先 介護ウェア推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨・瀧澤

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

介護保険制度の改善を求める要望書

介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬のもと、経営難が続いており、それに加え、物価上昇が施設の経営や介護従事者の生活悪化につながっています。介護利用者、介護事業所、介護従事者が直面している困難の早急な打開と介護保険制度の立て直しを図るため、財政のあり方など抜本的な改善が急務となっています。介護に係る経済的な心配を無くし、必要な時に必要な介護サービスが利用、提供できる介護保険制度の改善を私たちは求めています。

【要請事項】

1. 介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げ、介護保険料、利用料、食費・居住費などの国民負担の軽減を図ること。なお、公費による介護保険料の低所得者軽減を後退させないこと。
2. 介護事業者への物価高騰支援を継続・拡大すること。その際、利用者負担とならないようにすること。
3. 介護保険利用料の自己負担を2割負担、3割負担となる対象者の拡大をしないこと。
4. 要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと。
5. ケアマネジメントの利用者負担導入（ケアプラン作成の有料化）をしないこと。
6. 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室（相部屋）室料負担を新設しないこと。
7. 福祉用具貸与を買い取り制度に変更しないこと。
8. 全額公費で、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。
9. 介護報酬を大幅に引き上げること。引き上げによってサービス利用に支障を来さないよう必要な措置を講じること。
10. ICTやロボットなどの活用を理由に人員配置を引き下げないこと。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
11. 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
12. 介護保険証をマイナンバーカードと一体化しないこと。

【要請者】

団体名

代表者名

住所

ひとこと

取り扱い団体

公益社団法人認知症の人と家族の会、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会、いのちと暮らしを脅かす安全保障関連法に反対する医療・介護・福祉の会、守ろう！介護保険制度・市民の会、全国労働組合総連合・全日本民主医療機関連合会、中央社会保障推進協議会

<連絡先> 全日本民主医療機関連合会 113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

FAX 03-5842-6460 TEL 03-5842-6451 min-kaigo@min-iren.gr.jp

「介護ウェーブ2023」基本方針

—新たな負担増案撤回、介護保険制度改善、介護報酬引き上げ、大幅な処遇改善の実現をめざし、現場から、地域から、引き続き声を挙げていきましょう

2023年4月 全日本民医連理事会、介護・福祉部

昨年12月、厚労省の審議会(介護保険部会)が介護保険の次期見直しに向けた報告書を取りまとめました。当初は、要介護1、2の生活援助サービスの総合事業への移行やケアプラン有料化をはじめとする「史上最悪の見直し」とも称された改悪メニューが提案されていましたが、職能団体をはじめ撤回を求める世論が大きく広がる中、全面的な制度改悪を阻止することができました。民医連でも、コロナ禍のもとでの様々な困難の中、地域に広く呼びかけた署名や宣伝活動、学習会の開催、自治体への要請行動など各地で介護ウェーブを広げてきました。請願署名は民医連として第1次提出分8.4万筆を昨秋の臨時国会に提出(11月22日)、社保協「ひと言メッセージ」は1,822筆(全体で2,407筆)を厚労省に手渡しました(12月26日)。

しかし、利用料の引き上げなど一部の改悪案はそのまま継続審議とされました。政府は「遅くとも今夏までに結論を出す」とし、政令「改正」等によって国会審議抜きで実施に移そうとしています。さらに今春より介護報酬2024年度改定に向けた審議や、各自治体では第9期(2024～26年度)に向けた作業などが開始されていきます。

それぞれの地域で、社保協など他団体とも連携しながら、すべての改悪案の撤回と介護保険制度の改善・建て直し、介護報酬の引き上げ、大幅な処遇改善・増員の実現をめざし、力を緩めることなく、引き続き声を挙げていきましょう。

1 介護をめぐる情勢

(1) 「給付と負担の見直し」について

介護保険部会がとりまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」(2022年12月20日)の中で、「給付と負担の見直し」に関して示された内容は下記の通りです。

(今後も検討を続け、夏までに結論を出すもの)

- ① 一定以上所得(2割負担)の判断基準の見直し…「次期(第9期)計画に向け今夏までに結論」
- ② 特養以外の施設多床室への室料負担導入…「次期(〃)計画に向け今夏までに結論」
- ③ 高額所得者の保険料の引き上げ…「次期(〃)計画に向け今夏までに結論」

※ 第9期=2024年度～2026年度

(今回は見直しを見送るもの)

- ④ 現役並所得(3割負担)の判断基準の見直し…「引き続き検討」
- ⑤ 補足給付のあり方の見直し…「引き続き検討」
- ⑥ ケアマネジメントへの利用者負担導入…「第10期開始(2027年度)までに結論」
- ⑦ 要介護1、2の生活援助の総合事業への移行…「第10期開始(〃)までに結論」
- ⑧ 被保険者・受給者範囲の見直し…「引き続き検討」

以上のように、「夏までに結論を出すもの」とされたのは、①「一定以上所得(2割負担)の判断基準の見直し」、②「特養以外の施設多床室への室料負担導入」、③「高額所得者の保険料の引き上げ」の3点です。これらはいずれも法律の「改正」を必要としないため(①③は内閣が決定する政令「改正」、②は介護報酬2024年改定で可)、国会での審議をまったく経ずに実施に移されていく危険性があります。

①(利用料)「一定以上所得(2割負担)の判断基準の見直し」

現在「合計所得金額 160 万円以上、年金収入等 280 万円以上」(単身)となっている「一定以上所得」の基準額を引き下げ、利用料 2 割負担の対象を拡大するという内容です。政府は、所得上位 30%の高齢者を対象にしている 75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化を見直しのモデルとして示し、現在、所得上位 20%が該当している利用料負担の対象を 75 歳以上医療費窓口負担に合わせていくことを検討しています。仮に「所得上位 30%」になると、「合計所得金額 100 万円以上、年金収入等 220 万円以上」(単身)の収入層まで対象が広げられることとなります。

②(室料)「特養以外の施設多床室への室料負担導入」

すでに特養で実施されている多床室の室料徴収を老健施設、介護医療院にも広げる見直しです。現在の介護報酬(基本サービス費)から室料相当分の報酬を減額し、その部分を利用者負担に切り替えるという内容です。2024 年度介護報酬改定の課題として検討するとされています。

③(保険料)「高額所得者の保険料の引き上げ」=保険料引き上げと公的負担の削減

全世代型社会保障構築会議の方針(能力に応じた負担)に基づき、新たな項目として急きょ追加されたものです。高齢者の介護保険料は、所得に応じて区分された定額負担となっていますが(現在の国の標準は 9 段階)、第 9 段階を細分化(多段階化)することによって、所得の「高い」高齢者の保険料を引き上げ、その分を低所得者(第 1 段階～第 3 段階=市町村民税非課税世帯)の軽減措置に充当するという内容です。それに伴い、軽減措置に投入されている公費分を削減することを検討するとしています。

(2) 介護保険法の「改正」事項

介護保険法「改正」案は、「全世代型対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健保法等の一部改正案」(一括法案)として国会に提出されました。介護保険法の「改正」のほか、子ども・子育て支援、後期高齢者医療制度の保険料、かかりつけ医機能などに関わる法「改正」について審議されています(4 月 5 日現在)。介護保険法では以下の項目が「改正」事項とされています。

- 介護情報基盤の整備—利用者に関わる医療・介護情報の収集を行う事業を創設(地域支援事業)
—「医療 DX 化」の一環であり、患者、利用者の医療・介護情報の共有化をめざす。これに合わせて、医療保険証と同様、介護保険証についてもマイナンバーカードとの一元化をめざす
- 介護サービス事業者の財務状況の見える化—事業所・施設に財務状況の報告を義務づけ
- 生産性の向上に資する取り組み—都道府県に努力義務
- 看多機(看護小規模多機能型居宅介護)のサービス内容の明確化、更なる普及
- 地域包括支援センターの体制整備—地域包括支援センターの負担軽減のため、居宅介護支援事業所を介護予防支援の指定事業所とする

(3) 介護報酬2024年改定(トリプル改定)をめぐる動き

今春から2024年度介護報酬改定(トリプル改定)に向けた審議が介護給付費分科会で開始されます。12月には改定率が決定され(2024年度政府予算案の閣議決定)、介護給付費分科会(社保審)の「報告書」がとりまとめられます。

個別の改定テーマとして、以下の審議が予定されています。

- ・ 施設多床室の室料負担の対象拡大(老健施設、介護医療院)
- ・ 福祉用具貸与のみの「単品ケアプラン」の報酬引き下げ
- ・ 現在 3 種類の加算が混在している処遇改善加算の一本化
- ・ テクノロジー機器(見守りセンサー等)の活用を要件とした人員配置基準の引き下げ ……など。

また、診療報酬・障害サービス報酬との「トリプル改定」となるため、厚労省内の関係部局による横断的な会議が 3 月から開催されています。以下の検討項目が挙げられています。

…「地域包括ケア推進のための医療・介護・障害サービスの連携」「施設における医療」「認知症」「リハビリテーション・口腔・栄養」「要介護高齢者に対応する急性期入院医療」「人生の最終段階における医療・介護」「訪問看護」「薬剤管理」「その他」

(4) 第9期に向けた自治体での作業

今年2023年は第8期の最終年度であり、今後、各自治体において第9期(2024～26年度)に向け、介護保険事業計画(高齢者保健福祉計画)の策定、介護保険料の見直しの具体的作業が進められていくことになります。秋以降、各自治体で事業計画素案などに対する住民説明会や意見公募などが実施され、来年2月～3月の議会で必要な条例が定められ、2024年度(第9期)から実施に移されます。

厚労省は現在、第9期介護保険事業計画の「策定指針」を検討しています。今回の特徴は、2025年を目途とした「医療・介護総合確保方針」(2014年策定)の見直しが並行して行われており、病床再編にとどまらず、外来機能(かかりつけ医機能)をふくめた「地域医療構想のバージョンアップ」を図り、「ポスト2025年の医療・介護提供体制」に向けた計画として位置づけられている点です。新たな「策定指針」に基づく第9期介護保険事業計画は、第4次医療計画と合わせて2024年度から実施されます。

2 私たちの基本要件

① 提案されているすべての改悪案の撤回

利用料2割負担の対象の拡大、施設多床室の室料徴収の撤回、および高齢者の介護保険料については、公費の増額による軽減措置の拡大と介護保険料全体の引き下げを求めます。

なお、現在の利用料2割負担は、負担増による影響が検証されないまま実施された経緯がありました。対象の拡大を検討する前に、現在の2割負担の利用者の実態を把握することを政府に求めます。

② 大幅な処遇改善と増員

公費の投入により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること、人員配置基準の引き上げ、専門職の大幅増員を要求します。

③ 介護報酬改定—基本報酬の底上げ

基本報酬の大幅な底上げを求めます。施設多床室での室料徴収の拡大、福祉用具利用のみの単品ケアプランの報酬引き下げ、テクノロジー機器の導入などを要件とする人員配置基準の切り下げなどの改定を実施しないことを要請します。

④ 第9期(2024～26年度)に向けて

介護保険財政の「準備基金」(財政上のいわゆる“黒字”分)を適切に取り崩すなど、介護保険料の引き下げ、基盤整備の拡充、独自施策などを検討・実施することを求めます。

⑤ コロナ感染症(新興感染症)への対策強化、物価高騰に対する支援強化

医療体制の整備、介護施設・事業所での感染対応に対する支援策の拡充、事業継続のための減収補填などを求めます。物価・水光熱費の高騰に対する財政支援を引き続き要請します。

⑥ 介護保険制度の大幅な改善を求める

政府の責任による「介護保険22年」の検証を求めます。費用負担の軽減、認定制度の見直し、基盤整備など介護保険の大幅な改善、介護保険財政における国庫負担割合の引き上げを求めます。

3 今後の取り組みについて

差し迫った課題は、「利用料2割負担の対象拡大」など「夏までに結論を得る」とされた改悪案を撤回させることです。政府は審議会(介護保険部会)での審議をふまえる形で政令「改正」案を作成、それに対するパブリックコメントを募集・集約したのち政令を「改正」して実施に移していく行程を想定しています。介護請願署名に引き続き取り組み、改悪反対の声をさらに広げ国会に集中しましょう。物価高騰のもとで利用者の経済事情がかつてなく悪化している実態や介護保険の利用困難の現状を明らかにし発信していくことも必要です。様々なチャンネルを通して、国会での審議の実施、見直しの中止を求めていきましょう。

この間、介護事業所だけではなく、法人内の医療機関、共同組織をまきこんだ取り組みや民医連以外の地域の事業所に広く協力を呼びけるなど、これまでにない広がりをつくった活動が多数報告されています。これらの経験を生かし、第45回総会方針が提起した「民医連丸ごと」「地域丸ごと」「ケア丸ごと」ウェブを引き続き進めていきましょう。私たちの要求実現に向けて、引き続き以下の課題に取り組みます。

(1) 介護・社会保障をめぐる新たな情勢を学びましょう

- ・ 今回の見直しの経過と内容を学びます。新入職員、共同組織のみなさんにも伝えましょう。
- ・ 「介護ウェブ2022チラシ」の他、中央社保協の「介護請願署名リスタート集会」の資料などを活用します。新たな学習資料を作成するほか、各地で作成した学習動画などを共有できるようにします。社保協「介護保険提言(案)」などの学習を合わせて進めます。

(2) 改悪案の撤回、介護保険の改善、大幅な処遇改善を求める声を広げましょう

○ 介護請願署名について(通達・第ア-392号、2023年3月6日)

- ・ 当面、現在の介護改善署名に取り組みます。提出行動の日程は以下の通りです。
 - ・ 最終提出行動…5月22日(月)10:30~12:00/衆議院第2議員会館多目的会議室
 - ※ 5月13日(土)を最終集約日とします。期日までに全日本民医連事務局あてお送りください。

○ 医団連の団体署名(通達・第ア-380号、2023年2月24日)

- ・ 「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める要請書(団体署名)」を民医連内外の事業所に広げます。

○ 新請願署名(2023年版介護請願署名)について

- ・ 現在、社保協、全労連、民医連の3団体、介護7団体で相談中です。団体署名、ネット署名などをふくめて検討しています。詳細が決まり次第、改めてご案内します。

(3) 利用者・家族、現場の実態・要求をつかみ、発信しましょう

- ・ 昨年取り組んだ「見直し影響調査」(新たな負担増によってどのような困難が生じるか)の最終結果を集計し、発信します。
- ・ 負担増案の撤回、制度の改善を求める利用者・家族の声を集約し、政府に提出します。
- ・ コロナ禍のもとで施設・事業所で生じた困難、利用者・家族の実態など具体的な事例を集約し、発信します。

(4) 国(国会議員、関係省庁、審議会など)に対する働きかけを強めましょう

- ・ 国会議員に請願署名への賛同を広げ、継続審議とされた「利用料2割負担の対象拡大」などの見直し案を国会で審議することを要請します。国会での議員要請、地元出身議員への働きかけを進めます。
- ・ 社保協とも共同しながら、関係省庁に利用者・家族、介護現場の声を届け、見直し案の検討中止、制

度改善を求める取り組みを強めます。

・ 介護報酬の底上げ、大幅な処遇改善に向けて、当面、来年度予算概算要求の時期(8月末)に合わせて、厚労省、財務省に対して必要な予算計上を求めます。コロナ感染症、物価高騰のもとで事業所で生じている困難な状況を示し、減収補償、財政支援を重ねて求めます。

(5) 自治体への働きかけをいっそう重視して取り組みましょう

- ・ 引き続き地域社保協とも連携しながら、コロナ対策や物価高騰への支援、職員の確保・育成などに対する独自施策の実施と拡充、第9期に向けた介護保険料、事業計画策定などをテーマに、自治体との懇談、要請の取り組みを強めます。
- ・ 地元議員と協力し、制度の見直し・改悪に対する国への意見書採択・提出などを求めます。

(統一地方選挙に向けた取り組み)

・ 4月の統一地方選挙は、地域の要求を実現するチャンスであり、第9期の政策を審議・決定する議員を選ぶ選挙でもあります。選挙の実施状況は各自治体にとって異なりますが、介護7団体の要請書(通達・第ア-392号、2023年3月6日)や、全日本民医連の「統一地方選要求チラシ」などを活用しながら、介護問題を選挙の大きな争点に引き上げます。

(6) 地域での様々な共同を追求しましょう

- 幅広型の地域学習会、シンポジウム企画など、社保協、労働組合、認知症の人と家族の会など他団体と連携して取り組みます。
- 「よくする会」など介護改善を求める恒常的な組織づくりを追求します。

[資料] 介護保険の見直しなどの当面の動き

(2023年)

- ・ 1月 通常国会開会
- ・ 2月 介護保険法「改正」一括法案(少子化対策、医療法「改正」等との一括法案)国会提出
介護保険部会審議再開
- ・ 3月 「総合確保方針」告示
- ・ 4月 統一地方選挙
介護給付費分科会の審議スタート
- ・ 5月 財務省財政制度等審議会(財政審)「建議」
- ・ 6月 通常国会閉会
経済財政諮問会議「骨太方針2023」閣議決定
- ・ 8月 各省庁が財務省に2024年度予算概算要求を提出
- ・ 10月 ★ 全国介護学習交流会(9日)
- ・ 11月 ★ 2023年度介護・福祉責任者会議(9~10日) 「介護の日」(11日)
- ・ 12月 2024年度介護報酬改定の「改定率」確定(2024年度政府予算案の閣議決定)
介護給付費分科会「報告書」のとりまとめ(答申)

※利用料2割負担対象拡大など
(現時点で詳細な時期不明)
介護保険部会の「とりまとめ」
→政府方針(政令「改正」案)
→パブコメ募集 →政令「改正」

(2024年)

- ・ 2月~3月 都道府県・市町村議会で条例などを制定
- ・ 4月 第9期スタートー報酬のトリプル改定、医療・介護に関わる諸計画が同時スタート
- ・ 8月 (利用料2割負担の対象拡大開始・・・実施決定に至った場合)

以 上